

京都市交通局管理規程第14号

京都市交通局事業所規程の一部を改正する規程を公布する。

平成20年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

京都市交通局事業所規程の一部を改正する規程

京都市交通局事業所規程の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

類	所 管	事 業 所
第2類	企 画 総 務 部	研 修 所
	自 動 車 部	営 業 所
	高 速 鉄 道 部	運 輸 事 務 所
		車 両 工 場

第20条を削り、第21条を第20条とし、第21条の2を第21条とする。

第32条の2を削る。

第33条第1項中「、区に」を「及び」に改める。

第38条を削る。

第39条中「、区に」を「及び」に改め、同条を第38条とし、第39条の2を第39条とする

第9章を次のように改める。

第9章 削除

第43条から第47条の2まで 削除

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)